2021 年 9 月 22 日

中国電力株式会社
社長　清水 希茂　様

さよなら原発ヒロシマの会
共同代表　アーサー・ビナード
同　　佐々木 猛也
同　　佐久間 邦彦

申入れ書

島根原発２号機の再稼働には実効性ある住民避難計画が不可欠で、松江市・島根県と同一の「安全協定」を 30 キロ圏内全ての自治体と締結することを求めます。

貴社の島根原発２号機については原子力規制委員会の規制基準適合性の審査を終え、再稼働の準備を進められていると存じます。しかしながら国際原子力機関(IAEA)が原発事故防止のために多重防護安全策として求めている「５層の防御」のうち第５層の防災対策は同規制委員会で審査していません。防災対策は客観的審査がなされていないのが現状です。防災対策の中で住民避難対策は自治体が行うことになっていますので、関係自治体の了承は第５層をクリアする上で不可欠です。そこで、住民避難に係る自治体すべてと安全協定を結び、特に 30 ㎞圏内の住民は避難対象となるので、少なくともその自治体とは島根県及び松江市と同一に事前了解を含む安全協定を結ぶ必要があります。

事故を防止する責任は貴社にありますので，次のことを申し入れます。

１：島根原発２号機の再稼働には実効性ある住民避難計画が不可欠で、関係自治体と安全協定を結び、特に 30㎞ 圏内にある自治体とは立地自治体と同一に事前了解を含む安全協定を結ぶことを求めます。

２：島根原発重大事故時の避難においては、広島県の大崎上島町を除く全ての自治体で避難者を受け入れることになっています。そのために、貴社は広島県とも安全協定を締結することを求めます。

以　上

連絡先
さよなら原発ヒロシマの会事務局
広島市中区大手町 4-2-27-403 広島共同センター内
TEL:082-245-2501　FAX:082-245-2502
E-mail:info@zeronpphiroshima.daa.jp